



Q5 授受した電子取引の取引情報に係る電子データについて、一度、出力して書面にしたものを、スキャナ保存することは認められますか。



電子取引の取引情報に係る電子データを出力した書面について、スキャナ保存することは認められません。



Q6 電子保存等の要件を満たすかどうか分からない場合は、どのようにすればいいのでしょうか。



電子保存等の要件を確認するための認証制度や相談窓口が用意されています。具体的には、市販のソフトウェア等で、電子帳簿保存法に適合している機能要件を満たす認証を受けた製品は、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証マークが付されています(電子帳簿、電子書類、スキャナ保存、電子取引ソフトについて認証情報リストが国税庁HPに掲げられています)。また、独自に開発されるシステムを対象としては、税務署及び国税局に事前相談窓口が設けられています。



Q7 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要とのことですが、12月利用分は、まとめて1月20日頃に請求書がPDFで発行されてきます。この請求書は、電子保存の対象となりますか?それとも、翌月分からになりますか?



令和6年1月1日以降に電子的に送付・受領した請求書・領収書・契約書等の取引情報電子取引データについては、プリントアウトせずに一定の保存要件に従って電子データのまま保存することが必要とされましたので、1月20日頃に発行されたPDFで送られてくる請求書から電子保存の対象となります。



Q8 施行規則に「業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに行う」とありますが、何日以内に入力しなければならないなどの決まりはあるのでしょうか。



基本的には「国税関係書類の受領等から2か月とおおむね7営業日以内」、例えば1月31日に受領した書類の最長2ヶ月は3月30日であり、そのおおむね7営業日後までに入力すればよいこととなります。



Q9 保存する際、ファイル名に「取引年月日、取引先名、取引金額」の規則性を有して電子的に検索できる状態にしておく」必要があるようですが、この場合の取引年月日は、どの日付になりますか(振込日、請求書の日、データ処理した日等)。



基本的には取引情報の種類に応じて、書面で取引情報を授受する際に関係書類に記載すべき日付となります。例えば、見積書であれば見積年月日、注文書については注文年月日、請求書については請求年月日を取引年月日としていただければ問題ありません。